

仕 様 書

1. 件名

地方独立行政法人栃木県立がんセンターの施設及び事業運営に係る財産保険

2. 保険契約基本事項

- (1)保険契約者

地方独立行政法人栃木県立がんセンター 理事長 尾澤 巖
- (2)保険期間

2025年4月1日午前0時 ～ 2029年4月1日午後4時 4年間
- (3)保険料支払方法

長期一括払(保険料払込猶予特約条項付帯)

3. 財産保険

- (1)保険種類・適用約款

企業財産包括保険、企業総合保険等のオールリスク型保険の普通約款及び特別約款等
※ 普通保険約款以外の約款を使用することも、本仕様書の条件を満たすことを前提にこれを可とする。
- (2)被保険者

地方独立行政法人栃木県立がんセンター 理事長 尾澤 巖
- (3)保険の目的(対象構内)

被保険者が所有する次に掲げる全ての資産とする。
・建物(建物附属設備を含む。)、屋外工作物
・物品(機械・装置・器具・工具・什器・備品等)
・棚卸資産(医薬品・診療材料・給食用材料等)
・基礎工事、門、塀、垣、建物外に設置された煙突、煙道、コンクリート水槽
※ 詳細は、別紙「財産保険目的明細書」のとおり
- (4)保険の内容

ア 補償範囲

下記事故による損害についてん補する。
・火災、落雷、破裂・爆発による損害
・風災、ひょう災、雪災による損害
・電氣的・機械的事故担保(※ 対象の範囲は、ビル付帯設備及びすべての機械・装置類)
・雑危険(不測かつ突発的な事故)による損害
(水災危険不担保)

イ 上記事故に伴う費用保険金

・臨時費用保険金
※ 使用する約款の規程にかかわらず、損害保険金の10%に相当する額または1事故・1構内100万円のいずれか低い額を限度とする。
・残存物取片付費用保険金
※ 使用する約款の規程にかかわらず、すべての事故に関わる実費を対象とし、損害保険金の10%に相当する額を限度とする。
・修理付帯費用保険金
※ 使用する約款の規程にかかわらず、すべての事故に関わる実費を対象とし、事故が生じた構内に所在する保険の目的の保険金額の30%に相当する額または5, 000万円のいずれか低い額を限度とする。
・失火見舞費用保険金
・損害防止費用保険金

ウ 保険価額の設置基準

新価基準とする。
ただし、棚卸資産に関しては直近会計年度の平均在庫額とし、構内単位での在庫価額の変動に対して、自動的に協定保険価額が修正され、増加分について都度の通知及び保険料の追加がない場合でも保険の目的に含まれることとする。

エ 付保率

100%

オ 保険金額の合計

28, 580, 921千円
※ 詳細は別紙「財産保険目的明細書」のとおり。

カ 支払限度額、免責金額

担保危険	支払限度額	免責金額
火災、落雷、破裂・爆発	70億円	10万円

風・ひょう・雪災	10億円	10万円
電氣的・機械的事故	30億円	10万円
その他不測かつ突発的事故	10億円	10万円

※ 上記の支払限度額は「1事故あたりの支払限度額」とし、保険期間中通算の支払限度額は設定しない。
※ 風・ひょう・雪災のフランチャイズ免責は適用しないものとする。

キ 付帯する特約条項

- (ア) 代位求償権不行使特約条項
 - ※ 地方独立行政法人栃木県立がんセンターの職員及び利用者に対する代位求償権を不行使とする。
 - ただし、代位求償権不行使対象者の故意または重大な過失によって生じた損害に対してはこの限りではない。
- (イ) テロ危険等不担保特約条項
- (ウ) 特殊包括契約特約条項
- (エ) 支払限度額・免責金額設定特約条項
- (オ) 自動担保特約条項
- (カ) 保険料の精算に関する特約条項
- (キ) 新価保険特約条項
 - ※ 使用する約款上の保険金支払基準が再調達価額基準である場合には、新価保険特約条項の付帯を必要としない。

ク 自動担保

対象保険金額の算出は評価基準日（令和6年3月31日）の保険の目的に該当する資産とし、評価基準日以降毎保険始期応当日までに発生する追加物件は自動担保とする。
ただし、追加物件の保険価額が契約締結時における保険金額の30％（50億円を超えるときは50億円）を超える増加が発生した場合は、事前に通知と精算を行う。

ケ 保険料の精算

保険対象の見直しについては毎保険年度保険始期応当日付の異動・精算手続きにて行う。保険料の追徴、返還は毎保険始期応当日のあと、すみやかに一括して行うこととする。なお、追徴及び返還保険料の計算は、契約時に適用した料率等により計算すること。
また追徴保険料支払後は、自動担保の上限額は50億円に復元するものとする。

4. その他

- (1)本仕様書記載の特約条項以外で補償範囲を縮小する特約は一切付帯しないものとする。
- ただし、保険商品上、一般的に自動付帯されるものについては認めることとし、必要以上に補償範囲を縮小することは認めない。
- (2)保険仲立人扱いとする。
- (3)本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、当センターの指示に従うものとする。
- (4)保険証券に「仕様書のとおりと記載すること。
- (5)2025年度地方独立行政法人栃木県立がんセンター予算が原案どおり成立しなかった場合には、内容の変更等を行うことがある。

以上